予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:医務費 目:医務費

事業名 医療機能情報公表事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医事係 電話番号:058-272-1111(内 2528)

E-mail: <u>c11229@pref.gifu.lg.jp</u>

1 事業費

1,127 千円(前年度予算額:1,127 千円)

<財源内訳>

				財	源		内	訳			
区分	事業費	国 庫	分担金	使用料	財	産	字 174 人	7. 11h	旧 生		般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県 債	財	源
前年度	1, 127	0	0	0		0	0	0	0	1, 1	127
要求額	1, 127	0	0	0		0	0	0	0	1, 1	127
決定額											

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

平成19年4月の医療法及び薬事法改正により「医療(薬局)機能情報提供制度※」が新設されたことを受け、「医療機能情報提供システム」を開発し、「ぎふ医療施設ポータル」として平成20年7月から公開している。

医療機能情報提供制度の運用のため、システムによる安定した情報管理と、医療関係台帳システムとの適切な連携体制が必要であることから、平成 29 年度に保守・運用契約(債務負担期間 H29.4~R4.3)を締結している。

※医療(薬局)機能情報提供制度及びシステム

県民が病院、診療所、歯科診療所、助産所及び薬局の選択を適切に行うため に必要な情報を病院等から報告を受け、インターネットを利用して分かりやす く提供。

(2) 事業内容

定期報告のための医療(薬局)機能情報提供制度にかかる報告書の作成及び郵送業務及び報告データの登録業務を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

医療機能情報提供制度に基づく県事業として計上。

(4)類似事業の有無

無。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細		
旅費	24			
消耗品費	368	定期報告書作成、郵送事務		
役務費	735	定期報告書の医療機関送付		
合計	1, 127			

決定額の考え方

4 参考事項

(1)各種計画での位置づけ

医療機能情報提供制度は医療法第6条の3に基づく制度であり、県は1年に1回以上、医療機関等に報告書様式を配布し、医療機関等から報告された医療機能情報は、インターネットを通じて公表しなければならない。

(2)国・他県の状況

医療機能情報提供制度により、すべての都道府県でインターネットを利用した システムを運用している。

(3)後年度の財政負担

医療機能情報提供制度に基づき、毎年度計上して実施する。

(4) 事業主体及びその妥当性

医療機能情報提供制度において、都道府県が実施主体と定められている。

事 業 評 価 調 書(県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

医療機関等の医療機能に関する情報を集約し、インターネットにおいて分かりやすく提供することで、県民による医療機関等の適切な検索を支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 指標名 開始前		推移	現在値	目 標	達成率
ぎふ医療施設ポータ	78,628	143, 378	139, 662	43,740	88,000	100%
ルへのアクセス数	(H27)	(H30)	(R1)	(R2.8)	(R3)	
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

〇指標を設定することができない場合の理由

L		

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)

医療機関等に報告書様式を配布し、情報を集約。「ぎふ医療施設ポータル」で公開されている情報を更新。(対象医療機関等:2,711施設 R2.9.30時点)

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

「ぎふ医療施設ポータル」で公開されている情報を更新し、県民による医療機関等の適切な検索を支援

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価)

医療法第第6条の3に基づく制度であり、県は1年に1回以上、 医療機関等に報告書様式を配布し、医療機関等から報告された医療機能情報は、インターネットを通じて公表しなければならない。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

医療機関等から収集した情報をインターネットを通じて公表することで、県民による医療機関等の適切な検索を支援している。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価)

効率的に情報の集約及び更新が行えるよう、期間中のみ雇員を

○ 雇用し集中的に事務を行っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

医療機能情報提供制度は、患者による医療機関の選択を支援する目的をもって運用されており、今後も項目の増加が行われることが予想される。また、その情報は速やかに県民に提供しなければならない。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

医療法第第6条の3に基づき、1年に1回以上、医療機関等に報告書様式を配布し、報告された医療機能情報は、インターネットを通じて公表しなければならないことから、継続すべき事業である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	